

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るものについて、新設、拡充又は延長の要望を行う際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を実施することとしています。

租税特別措置等に係る政策評価を実施した場合は、政策評価書を作成・公表し、総務省に送付しています。また、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

2. 令和5年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価について

令和5年度に実施した租税特別措置等に係る政策評価の概要は、以下のとおりです。

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
協定銀行等に係る資本割の特例措置	令和5年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、令和6年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。
銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）	令和5年8月	別添2の通り	評価結果を踏まえ、令和6年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		協定銀行等に係る資本割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税2）
		② 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 協定銀行及び承継銀行（以下「協定銀行等」という。）については、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の特例措置が講じられている。 《要望の内容》 上記の特例措置の延長（当分の間）を要望する。 《関係条項》 ・地方税法第72条の12第2号 ・地方税法附則第9条第2項
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和元年度～
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） 平成26年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長（5年間） 平成31年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長（5年間） ※ 平成26年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。
8	適用又は延長期間		当分の間の延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。 《政策目的の根拠》 預金保険法 （目的） 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難

			債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協定銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
10	有効性等	① 適用数	【協定銀行】 平成16年度から令和5年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである。 【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、令和5年8月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。
		② 適用額	【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※1)120億円(平成24年度から) 【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※2)21.2億円(平成16年度から平成22年度まで)
		③ 減収額	実績は以下の通りである。 【協定銀行】 平成31年度 52.5百万円 令和2年度 52.5百万円 令和3年度 52.5百万円 令和4年度 52.5百万円 令和5年度 52.5百万円 【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 【協定銀行】 $10,000,000 \text{ 千円} \times 0.525\% = 52,500 \text{ 千円}$ (平成31年度～令和5年度) 【承継銀行】 $120,000 \text{ 千円} \times 0.21\% = 252 \text{ 千円}$ (平成20年度～平成22年度)

			なお、協定銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加等に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。 仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも令和5年度と同一のままであるとすれば、令和6年度から10年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。 10,000,000 千円 × 0.525% (東京都適用税率) = 52,500 千円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。 特例措置が延長されず課税された場合、協定銀行等においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなるところ、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、営利性はない。また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、営利性はない。 本措置は、協定銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	協定銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：外（国税3）																
		② 上記以外の税目																	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>機構の法人税に係る特例</th> <th>（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>欠損金の繰越控除の繰越期間</td> <td>制限なし （令和14年3月末まで措置）</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>繰越控除される欠損金の限度額</td> <td>所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）</td> <td>所得金額の50%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>欠損金の繰戻しによる還付</td> <td>あり （令和6年3月末まで措置）</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 令和6年3月末で日切れとなる③欠損金の繰戻しによる還付について、延長することを要望する。 《関係条項》 ・租税特別措置法第66条の12			機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和6年3月末まで措置）	なし
		機構の法人税に係る特例	（参考）特例がない場合の法人税法等の取扱い																
①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし （令和14年3月末まで措置）	10年間																
②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% （令和18年3月末まで措置）	所得金額の50%																
③	欠損金の繰戻しによる還付	あり （令和6年3月末まで措置）	なし																
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課																
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和5年8月 分析対象期間： 令和4年度～																
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度 創設																
8	適用又は延長期間		租税特別措置法第66条の12第1項の不適用期限まで																
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号） （目的） 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保する																

			ため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構による、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能の発揮に資するものと考えられる。
10	有効性等	① 適用数	適用数の実績はない。 適用見込みは機構のみである。
		② 適用額	適用額の実績はない。 適用見込みは要望内容の性格上明示することが困難である。
		③ 減収額	減収額の実績はない。 減収額見込みは、要望内容の性格上、明示することが困難である。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構は、その設立から令和4年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が損なわれ、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができなくなるおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	機構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とその効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 また、当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることも踏まえると、経済情勢等の急激な変動が発生した場合において

			も、機構が、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たすことができるよう、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するため、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月